

公共財 PF 共創チーム 設立趣意書（第 1 期）

本趣意書は、名古屋大学 COI-NEXT～地域を次世代につなぐマイモビリティ共創拠点¹が、自動運転交通サービスを社会に定着させるための社会基盤「スマートモビリティ公共財プラットフォーム」の実現に向けて、産学官の皆さまに共創チームへの参加を呼びかけるものです。

自動運転交通サービスを支える社会基盤は、行政だけでも、民間だけでも成り立ちません。本共創チームは、その領域における多様な主体の新たな役割分担と協働のあり方を見出すための場です。第 1 期（2026 年 11 月～2027 年 7 月）では、参加者の皆さまとともに、その望ましい姿を議論し、制度・仕組みの提言として取りまとめます。

1. 背景・目指す社会

地域交通は、住民の暮らしや地域経済を支える重要な社会基盤です。しかし、人口減少や運転士不足、交通事業者の経営悪化により、その維持は困難になっています。減便や路線廃止が相次ぐ中、地域における移動サービスの確保は大きな課題となっており、その持続的な維持を支える新たな仕組みが求められています。

自動運転技術は、この状況を変えうる有力な手段の一つです。近年、技術開発や制度整備が進み、各地で実証実験も活発に行われている一方、自動運転交通サービスを地域に実装し、持続的に運営していくための仕組みは、いまだ発展途上の段階にあります。私たちは、自動運転交通サービスが社会に定着するためには、技術の高度化だけでなく、それを支える制度や仕組み、体制の構築が必要であると考えています。車両やシステムの調達・維持、保守、運行管理、財源確保など、多様な機能を個々の事業者や自治体だけで担うことには限界があり、持続可能な仕組みはいまだ十分に確立されていません。その結果、実証実験は各地で進められている一方で、継続的なサービスとして社会に定着した事例は限られています。

私たちは、このような課題認識のもと「誰もが移動できる社会」の実現を目指します。「スマートモビリティ公共財プラットフォーム」は、持続可能な地域交通の実現に向け、自動運転交通サービスの社会実装を支える社会基盤として構想するものです。

¹ <https://mymobi.mirai.nagoya-u.ac.jp/>

2. 共創チーム設立の趣旨

名古屋大学 COI-NEXT～地域を次世代につなぐマイモビリティ共創拠点～は、「誰もが移動できる社会」の実現に向けた研究と地域実践を進めてきました。その中で私たちは、自動運転交通サービスの持続的な普及には、個別の技術開発や実証実験だけでなく、それらを支える社会基盤が必要であるとの認識に至りました。

この問題意識のもと、2022年11月より、公益社団法人 土木学会 土木計画学研究委員会の中に設置した「スマートローカルモビリティ公共財プラットフォーム小委員会」²において、交通計画および交通経済学を専門とする10名の研究者により、自動運転交通サービスを支える社会基盤の必要性および制度のあり方について議論を重ねました。その成果として、2026年2月に提言書「スマートモビリティ公共財プラットフォームの制度化について」³を公表し、自動運転交通サービスを支える共通基盤として「スマートモビリティ公共財プラットフォーム（公共財PF）」を提案するとともに、その制度設計を検討する産学官による共創チームの創設を提言しました。

提言公表後の調査や意見交換を通じて、地域交通分野では採算性の確保や導入コスト負担など、単独の主体では解決が難しい課題が存在することを改めて認識しました。また、公共財PFは公共のみで担うものではなく、公共と市場の双方を活かした新たな役割分担のあり方を検討する必要があります。そこで私たちは、大学という中立的な立場のもと、産学官の多様な主体が対等に参加する共創チームを設立し、公共財PFの望ましいあり方について検討を進めます。

3. 共創チームの概要

本共創チームでは、「スマートモビリティ公共財プラットフォーム」の制度設計に向けて、主に次のテーマを検討します。

存在意義 (なぜ必要か)	機能・役割 (何が必要か)	制度・財源 (誰がどう担うか)	持続性と出口 (どう続けるか)
-----------------	------------------	--------------------	--------------------

また、定量的な分析を通じた、公的関与の必要性や制度設計の妥当性についても検討します。

² <https://www.trans.civil.nagoya-u.ac.jp/SLM/>

³ https://mymobi.mirai.nagoya-u.ac.jp/news/202602proposal_smartmobility-public-platform/

第1期では、事業体の設立や具体的な調達条件の決定は行わず、制度設計の検討に重点を置きます。特定の企業、技術、製品、サービス又は事業スキームの推進や選定を目的とするものではなく、中立的・学術的な立場から論点を整理します。成果は、「スマートモビリティ公共財プラットフォームの制度設計に関する提言（第1期）」として取りまとめ、公表する予定です。

本共創チームには、大学・研究機関、自動運転システム事業者、自動車・車両メーカー、交通事業者、通信事業者、インフラ・保守事業者、金融機関、商社、自治体、国・関係機関など、多様な主体の参加を期待しています。詳細な活動計画、参加条件及び運営ルールについては別紙をご参照ください。

添付資料

- ・ 別紙1 活動計画
- ・ 別紙2 参加要項
- ・ 別紙3 参加にあたっての同意事項

2026年10月30日

名古屋大学 COI-NEXT～地域を次世代につなぐマイモビリティ共創拠点～
スマートモビリティ公共財プラットフォーム共創チーム
座長 森川 高行（名古屋大学 特任教授）

【問い合わせ先】

スマートモビリティ公共財プラットフォーム事務局
info-mymobi [at] mirai.nagoya-u.ac.jp

別紙 1 活動計画

1. 活動目的

自動運転交通サービスを社会に定着させるための社会基盤「スマートモビリティ公共財プラットフォーム（公共財 PF）」について、その必要性、機能、制度および持続的な運営のあり方を検討し、制度設計に関する提言として取りまとめることを目的とします。

2. 検討テーマ

第 1 期では、主として次の 4 つのテーマを検討します。

（1）存在意義 — なぜ公共財 PF が必要か

実証実験が社会実装に至りにくい要因、公共財 PF が解決し得る課題とその範囲、公的関与が必要となる領域とその根拠を整理します。

（2）機能・役割 — 何が必要か

車両、運行・管制、路側設備、保守・人材、通信・セキュリティ、データ管理等について、共通基盤として担うべき領域を整理します。具体的な製品の仕様を定めるものではありません。

（3）制度・財源 — 誰がどのように担うか

官民の役割分担、組織形態、財源、公共調達、標準化、公的関与のあり方等を整理します。

（4）持続性と出口 — どのように継続し、社会実装へつなげるか

ガバナンス、事業構造、パイロット候補地域、実装戦略等を整理します。

3. 分析

検討と並行して、定量分析を実施します。第 1 期では、分析手法の整理及び主要なケースの試算を行い、制度設計の検討の根拠として活用します。

4. 活動方法

- ・ **全体会合**：5 回程度開催し、各回は論点説明、話題提供及び自由討議を基本構成とします。論点の確認と検討の方向性について意見交換を行う場であり、各参加団体に賛同や機関決定を求めるものではありません。
- ・ **分科会**：必要に応じて設置し、個別の論点を深掘りします（参加任意）。結果は全体会合に報告し、参加者全員に共有します。
- ・ **オンラインでの意見交換**：必要に応じてオンラインツールを活用し、資料共有及び補足的な意見交換を行います。

5. スケジュール（予定）

全体会合：2026 年 11 月（第 1 回）、2027 年 1 月（第 2 回）、3 月（第 3 回）、5 月（第 4 回）、7 月（第 5 回） ※ 各回の日時、会場及び議題は、事務局より別途お知らせします。

6. 成果物

「スマートモビリティ公共財プラットフォームの制度設計に関する提言（第 1 期）」を取りまとめ、公表するとともに、関係省庁等へ提出する予定です。また、2027 年 3 月頃に中間とりまとめを公表する予定です。

別紙2 参加要項

1. 募集対象

大学・研究機関、自動運転システム事業者、自動車・車両メーカー、交通事業者、通信事業者、インフラ・保守事業者、金融機関、リース会社、商社、自治体、国・関係機関、保険・法務関係者、標準化団体その他の関係者を中心に、広く参加を募集します。参加は法人又は団体を単位とし、原則として同一の担当者にご参加いただきます。

2. 参加の意義

本共創チームへの参加には、主に次の意義があります。

- ・ 制度設計の初期段階から議論に参画できる
- ・ 立場の異なる多様な主体と意見交換ができる
- ・ 課題認識や知見を共有し、自らの活動に活かすことができる
- ・ 第2期以降の検討につながるネットワークを形成できる

参加者の皆さまには、全体会合での議論への参画と知見の持ち寄りを期待しています。なお、分科会への参加は任意です。

3. 活動期間

2026年11月～2027年7月（第1期）。第1期への参加は、第2期以降への参加を義務付けるものではありません。

4. 開催方法

全体会合5回程度（1回あたり3時間程度）、分科会は必要に応じて開催します。対面とオンラインを併用し、会場は名古屋大学を予定しています。会場参加の人数は、会場の都合により制限を設ける場合があります。

5. 参加費

無料（交通費その他参加に要する費用は、各参加者の負担とします。）

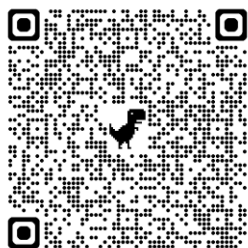
6. 申込方法

申込期限：2026年11月20日

申込方法：オンラインフォームによる申込み

<https://forms.cloud.microsoft/r/xkv7LKWHDS>

※会場の都合上、現地参加者数を制限させていただく場合があります。その際は事務局より別途ご連絡いたします。



別紙 3 参加にあたっての同意事項

本共創チームは会員組織ではなく、自動運転交通サービスを支える社会基盤のあり方を検討するための、任意参加の共創・研究会活動です。本同意事項は、義務や罰則を課す会員規約ではなく、多様な主体による共創を円滑に進めるための最低限の約束事を定めたものです。参加者は、本趣意書の趣旨に賛同し、以下の事項に同意のうえ参加するものとします。

第1条（本活動の位置付け）

本共創チームは、知見の共有及び意見交換を目的とする場であり、特定の企業、技術、製品、サービス又は事業スキームの推進、選定又は評価を目的とするものではありません。また、本活動への参加は、参加者間に共同事業、代理、提携その他これらに類する法的関係を生じさせるものではありません。さらに、本共創チームは、具体的な製品の仕様、調達数量、価格等を決定するものではなく、参加者による調達、購入等を約束するものでもありません。

第2条（参加資格及び参加の終了）

参加は法人又は団体を単位とします。次のいずれかに該当する場合、事務局は参加をお断りすることがあります。参加後に該当することが判明した場合も同様とします。

- (1) 暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当し、又はこれらと関係を有する場合
- (2) 営業活動等、本趣意書の趣旨に反する目的での参加と認められる場合
- (3) 本同意事項に同意いただけない場合、又はこれを遵守いただけない場合

参加者は、事務局に連絡することにより、いつでも参加を終了することができます。

第3条（情報共有）

本共創チームには、競合関係にある組織が参加することがあります。参加者は、共有する情報の範囲を自らの責任において判断するものとします。

第4条（法令の遵守）

参加者は、本活動において、独占禁止法その他の関係法令を遵守するものとします。参加者は、現在又は将来の価格、数量、取引先、取引条件、個別の事業計画その他競争上機微な情報を交換せず、また、これらについて参加者間で合意又は調整を行

わないものとしします。

第5条（知見の活用）

参加者は、本活動を通じて得られた知見を、自らの事業、研究、政策検討その他の活動に活用することができます。ただし、第7条に定める非公開情報は、情報提供者の承諾なく利用することはできず、また、第8条に定める権利を侵害する形で利用することはできません。

第6条（営業活動等の制限）

参加者は、本活動及びこれに関連する連絡手段を、営業活動、受注活動又はこれらを目的とする勧誘のために利用しないものとしします。

第7条（非公開情報の取扱い）

参加者は、本活動において共有された情報のうち、情報提供者が口頭、資料、電子データ等により非公開である旨を明示した情報（以下「非公開情報」といいます。）について、当該情報提供者の事前の承諾なく第三者に開示しないものとしします。ただし、次のいずれかに該当する情報は除きます。

1. 公知の情報
2. 開示を受けた時点で既に保有していた情報
3. 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
4. 法令又は行政機関等の要請により開示が必要となる情報
5. 開示された情報によることなく、独自に開発又は取得した情報

事務局は、非公開情報を中間とりまとめ又は最終成果物に反映する場合は、情報提供者の事前の承諾を得るものとしします。本条の義務は、参加の終了後も、当該情報が非公開情報としての性質を有する限り存続するものとしします。

第8条（知的財産等）

各参加者が本活動以前から保有する知的財産権、ノウハウその他の権利は、当該参加者に帰属します。本活動を契機として共同研究、実証、事業化検討その他の個別の活動に発展し、新たな成果又は知的財産等が生じる場合は、その保護及び取扱いについて当事者間で別途協議するものとしします。

第9条（成果物及び公表）

本共創チームの成果物は、参加者の意見を踏まえて事務局が取りまとめます。中間とりまとめ及び最終成果物は公表します。各回の会議資料、議事内容及び討議内容（分科会に係るものを含みます。）は、原則として共創チーム内での利用に限りします。参加団体名は、当該団体の同意を得た場合に限り公表します。成果物は参加団体の見

解を代表するものではなく、参加団体名の公表は、成果物の内容への賛同を意味するものではありません。

第10条（連絡手段）

事務局は、本共創チームの運営に必要な連絡、資料共有及び意見交換のために、電子メール及び Microsoft Teams を使用します。参加者は、活動期間中、これらの手段を利用することに同意するものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

事務局は、参加申込時に取得した氏名、所属、役職、電子メールアドレスその他の個人情報を、本共創チームの運営、連絡、資料送付、参加管理及び本共創チーム又はその後継活動に関する案内のために利用します。取得した個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。本活動の終了後は、成果物の公表、後継活動の案内その他本活動に関連する連絡に必要な期間、適切に管理し、その必要がなくなった後に廃棄します。

第12条（費用負担）

参加費は無料です。ただし、交通費その他参加に要する費用は、各参加者の負担とします。

第13条（免責）

本共創チームにおける発言、資料及び議論の内容は、知見共有を目的として提供されるものであり、事務局は、その正確性、完全性、有用性又は特定目的への適合性を保証しません。参加者が本活動を通じて取得した情報を利用したことにより生じた損害について、事務局は、故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

附則

本趣意書は 2026 年 10 月 30 日から適用します。

第1期活動期間は、2026 年 11 月から 2027 年 7 月までとします。